

天草市運送事業者原油価格高騰対策支援金交付要領

（目的）

第1条 この要領は、燃油価格高騰により影響を受け、厳しい経営状況に置かれている市内の運送事業を行う事業者に対し、天草市運送事業者原油価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要領に定めるもののほか、天草市補助金等交付規則（平成18年天草市規則第48条）（以下「規則」という。）の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）運送事業 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業

（2）運送事業者等 前号の運送事業を営む者のうち、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号の規定に該当する中小企業者であって、市内に本店を有する者

イ 市内に住民登録及び主たる事業所を有する個人事業者

（3）対象車両 運送事業の用に供する自動車で、市内に本社を有する運送事業者等が市内営業所等において現に所有又はリース契約等に基づき借用している事業用車両等をいう。ただし、特殊自動車、被けん引車及び冠婚葬祭業を営む者が保有する車両（霊柩車）を除く。

2 前項における「事業用車両等」とは、支援金の交付を受けることができる中小企業者等（以下「補助対象者」という）が市内の事業所等において所有し、かつ、運送事業に係る貨物等の輸送に限る車両で、使用する燃料の種類が軽油又はガソリンであるものとする。

（交付対象者）

第3条 交付の対象となる者は、第2条第1項第3号の対象車両を有する運送事業者等とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者ではないものとする。

（1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員及びその構成員（以下「暴力団等」という。）

（2）暴力団等と密接な関係を有する者又は天草市暴力団排除条例（平成24年3月29日）第2条各号で定める暴力団関係者

（3）宗教活動又は政治活動を目的とする者

- (4) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人
- (5) 公序良俗に反する事業又はサービスの提供を行う者
- (6) 営業に関して必要な許認可等を得ていない者
- (7) 申請時において廃業をしている者
- (8) 市税に滞納のある者
- (9) その他市長が不適当と認める者

（交付対象経費）

第4条 支援金の交付額は、対象者が申請日において使用し、かつ、市内の事業所等に有する事業用車両数に次の表の左欄に掲げる車両種別の区分に応じ、同表右欄に定める交付額を乗じて得た額の合計とする。

車両種別	1台あたりの交付額
普通自動車	4万円
小型自動車	3万円
軽自動車	2万円

2 前項における車両種別は道路運送車両法の自動車の定義による。

（交付申請）

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、令和7年10月31日までに、天草市運送事業者原油価格高騰対策支援金交付申請（請求）書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業実態が確認できる書類（事業許可証、認定書等の写し、確定申告書等のいずれか）
- (2) 対象車両全ての車両の自動車検査証の写し
- (3) 車両に係る写真（全体の外観、ナンバープレートが確認できるもの。また、事業所名の掲示がある場合は、事業所名が写っているもの。）
- (4) 振込先が申請者と異なる場合は委任状
- (5) 市税等納付状況調査同意書（様式第2号）

2 前項の申請は、1交付対象者につき当該年度において1回限りとする。

（交付決定等）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、交付するものと決定したときは、天草市運送事業者原油価格高騰対策支援金交付決定通知書及び確定通知書（様式第3号）により、交付しないものと決定したときは、天草市運送事業者原油価格高騰対策支援金不交付決定通知書（様式第3号の2）により通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付決定

の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付の決定を受けたとき。

(2) その他この要領に違反したとき。

(補助金返還)

第8条 市長は、前条の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されている場合は、その返還を命じることができる。

(報告及び調査)

第9条 市長は、この要領の施行に必要な限度において、交付対象者に対し報告を求め、又は当該職員を事業所及び住居に立ち入らせ調査させることができる。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年5月1日から施行する。